

議第 37 号

公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協議について

地方自治法第 244 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する協議により、三島市と函南町との間において平成 15 年 7 月 4 日に締結した公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協定の一部を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

三島市長 豊岡 武士

公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協定の
変更協定書案

三島市（以下「甲」という。）と函南町（以下「乙」という。）とは、両当事者が平成15年7月4日付けで締結した公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

（対象区域の変更）

第1条 原協定第2条中「三島市安久・函南町間宮土地区画整理組合事業地内」の次に「及び函南町塚本字北大久保地内」を加える。

（効力発生日）

第2条 この協定は、令和4年 月 日から効力を有するものとする。

以上の協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 三島市長 豊岡 武士

乙 函南町長 仁科喜世志